

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金・福祉年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯前町は、国民年金・福祉年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

湯前町長

公表日

平成27年6月10日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	国民年金・福祉年金に関する事務
事務の概要	・国民年金法に基づく法定受託事務(国民年金及び福祉年金にかかる資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告等) ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 国民年金被保険者及び福祉年金受給者の資格得喪等の届出事務 保険料免除・納付猶予等申請の受付事務 裁定請求事務
システムの名称	国民年金システム、福祉年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者ファイル、受給年金受給者ファイル、老齢福祉年金受給者ファイル、特別障害給付金受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 31項 「国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの」
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施しない] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	湯前町役場 税務町民課
所属長	税務町民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	湯前町役場 総務課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	湯前町役場 税務町民課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-4111

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

